別表に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表**　豊岡市出石伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	豊岡市田結庄四
土蔵	一棟	豊岡市田結庄四
寺社	一棟	豊岡市本町一一七
主屋	一棟	豊岡市八木一六
主屋	一棟	豊岡市八木六八―一
主屋	一棟	豊岡市田結庄一二三

○文部科学省告示第五十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

［**別表二**　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
付属屋	一棟	小浜市小浜鹿島一一三
土蔵	一棟	小浜市小浜鹿島一一三
主屋	一棟	小浜市小浜鹿島一一三

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	平戸市大島村神浦二五八番地
主屋	一棟	平戸市大島村神浦一六六番地

○文部科学省告示第五十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十二年文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	西予市宇和町卯之町三丁目二二九番地

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　八女市黒木伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	八女市黒木町黒木八〇―二
釜屋	一棟	八女市黒木町黒木八〇―二
釜屋	一棟	八女市黒木町黒木一四九―一

別表三中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

［**別表三**　八女市黒木伝統的建造物群保存地区関係］

上欄			下欄		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
建築物			建築物		
主屋	一棟	八女市黒木町黒木三六	主屋	一棟	八女市黒木町黒木三六―一
離家	一棟	八女市黒木町黒木三六	離家	一棟	八女市黒木町黒木三六―一
倉庫（東）	一棟	八女市黒木町黒木三六	倉庫（東）	一棟	八女市黒木町黒木三六―一
倉庫（中）	一棟	八女市黒木町黒木三六	倉庫（中）	一棟	八女市黒木町黒木三六―一
倉庫（西）	一棟	八女市黒木町黒木三六	土蔵（西倉）	一棟	八女市黒木町黒木三六―一
倉庫（モト場）	一棟	八女市黒木町黒木三六	倉庫（モト場）	一棟	八女市黒木町黒木三六―一
離家（奥ノ家）	一棟	八女市黒木町黒木一二一―一	主屋（奥ノ家）	一棟	八女市黒木町黒木一二一―一
倉庫	一棟	八女市黒木町黒木九四―一	主屋	一棟	八女市黒木町黒木九四―一
主屋	一棟	八女市黒木町黒木一三三	主屋	一棟	八女市黒木町黒木一三三
主屋	一棟	八女市黒木町桑原一五七	主屋	一棟	八女市黒木町桑原一五六―三

○海上保安庁告示第八十号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月二十八日から施行する。

平成二十三年三月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

表中

W66	京浜港横浜	1／11,000	法第29条の2第1項の海域